

林間小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止の基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校の児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることをめざします。また、すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめの未然防止と早期発見・早期解決に取り組まなくてはなりません。いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨とし、学校全体でいじめの防止等の対策を行います。

①いじめの禁止

本校児童はいじめを行ってははいけません。

②学校及び教職員の責務

基本理念にのっとり、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者・地域住民・児童相談所・その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、本校児童がいじめを受けていると思われるときは適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めていきます。

2 いじめ防止に関する具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止

○道徳教育・人権教育等の推進

- ・「いじめは絶対にいけない」ことの指導の徹底
- ・道徳の時間を核とした教育活動における規範意識身に付けさせ、自分の大切さ、他者を思いやる気持ちを育む
- ・外部講師による人権講演会（1回／年）を計画し教職員の一人ひとりの指導力向上をめざす

○一人一人の自尊感情や自己有用感を育む教育活動の推進

- ・多様な人と関わる児童会行事（ゲーム朝会・林小まつり・児童朝会・音楽朝会・児童会役員選挙）を積極的に取り入れ、児童が主体的に活動するあいさつ運動、たて割り活動等の取り組みを今後もすすめる
- ・コミュニケーション能力の育成に努める

○学校生活のきまり（あしもと）

- ・学習のきまりの徹底
- ・生活ふり返りアンケートの活用（7月・12月・3月）

○わかりやすい授業の推進

- ・一人ひとりが主体的に活躍できる授業
- ・グループ学習・体験学習を取り入れ、児童が好ましい人間関係を築くことができるよう、コミュニケーション能力を育む授業・年間を見通した授業計画
- ・読書活動や言語活動を充実させた授業

○教職員対象の推進

- ・いじめ問題の正しい理解のための研修
- ・児童理解・指導力向上・児童支援についての研修

（2）いじめの早期発見

○アンテナを高くした児童の行動観察や傾聴

- ・些細な行動の変化や兆候を見逃さない姿勢
- ・ふたばノートや日記の活用

○校内における情報の共有化

- ・毎月1回の職員会議で情報交換会をし、情報の共有化を図る
- ・校内いじめ防止対策委員会での協議。
- ・養護教諭による保健室でのかんさつ・見守り

○アンケート調査や個別の聞き取りの活用

- ・個別面談（12月）・教育相談日（年7回）
- ・hyper-QU（市内5年生実施 6・11月）
- ・生活ふり返りアンケートの実施（7・11・3月）
- ・いじめアンケート調査（市内統一 10月）

○保護者・地域・関係機関との連携

- ・家庭訪問・懇談会の場や面談・電話による保護者との情報の共有
- ・地域行事等への参加や地域人材活用の教育活動の推進による信頼関係の構築と情報の共有
- ・関係機関（青少年相談室・家庭こども相談室・保育園等）との情報共有

（3）いじめの早期対応・いじめ解決のための取り組み

○担任一人が抱え込まない、校内組織による迅速な対応

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせ、迅速かつ組織的に、児童たちに支援・指導をする
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実確認をする
- ・対応方針の確認と対応

○被害児童・保護者に寄り添った対応

- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめの再発を防止するためいじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う

○加害児童・保護者への教育配慮のもと、毅然とした指導

- ・いじめを行った児童にたいして、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導するとともに、いじめを繰り返さず、正常な恰好生活を営ませるための助言・支援を行う

○関係機関（青少年相談室・家庭こども相談室・警察署・保育園等）との連携

- ・いじめの内容によっては、関係機関と連携し対処する

○インターネットなどを利用しいじめへの対応

- ・LINEなどのSNSにおけるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童・保護者に対し情報モラル研修会等必要な啓発活動を行う（4年生以上、毎年PTAとの合同で学習会を実施）

○いじめ防止の取り組みに対する評価

- ・いじめ防止の取り組みについて学校評価に位置づけ目標の達成状況を振り返り、次に生かす

（４）組織の設置

いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処等いじめの問題に組織的・実効的におこなう「校内支援委員会兼いじめ防止対策委員会」を設置し、月1回程度開催する。

- ・構成員：（校長・教頭・総括教諭・学級担任・学年代表・児童支援中核教諭・養護教諭）
- ・対応する事案の内容に応じて第三者も構成員に追加するなど柔軟な組織運営を図る。

○活動内容

- ・いじめ防止の取り組み内容の見直し・年間計画の作成
- ・いじめに関する通報・相談への対応
- ・いじめ事案に対応するための会議の開催
- ・いじめ事案に係る情報の収集及び事実確認の調査
- ・いじめを受けた児童に対する保護及び支援並びにその保護者との連携
- ・いじめを行った児童に対する指導及び支援並びにその保護者との連携

（５）重大事態への対処

- いじめを受けていた児童の生命・心身または財産に重大な被害が生じた場合、相当の期間欠席を余儀なくされている場合は、小委員会メンバーが事案を把握し、大和市教育委員会の判断を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議の上、迅速に着手する。

- ・構成員：（校長・教頭・学年代表・児童支援中核教諭）

○活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・大和市教育委員会への調査結果報告

※ 児童支援中核教諭は、教育相談コーディネーターを兼務する。

いじめ対応フローチャート

林間小学校としての考え

児童……
 ●いじめは絶対にしてはいけない許さない。
 教職員……
 ●学校全体でいじめ防止・早期発見に取り組む

早期発見・早期対応のために

- 教職員の共通理解
 - ◇職員会議の0番での児童の共通理解の場の設定。
 - ◇いじめを見逃さないようアンテナを高くした、丁寧な観察。
 - ◇居場所のある学級経営。
 - ◇人権を大切にする態度の育成。
- アンケートの調査(年2~3回)、聞き取り調査の実施
- 保護者・地域との連携

対応

